

国民健康保険

高額療養費制度が変わります

70歳未満の人が入院したときの窓口での医療費負担が軽減されます。

平成19年3月までは、病院窓口で自己負担分を全額支払い、医療費が高額な場合、役場に申請して限度額以上支払った分を払戻(高額療養費制度)していましたが、平成19年4月からは「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなります。

限度額について下記の表を参考にしてください。

1ヶ月の自己負担限度額(月の初日から末日まで)

所得区分	1年間で3回までの限度額	4回目以降の限度額
一般(住民税課税世帯)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 国保加入者全員の基礎控除後の所得が600万円を超える世帯及び無申告世帯です。

例 入院時の医療費が100万円だった場合(所得区分一般の場合)

- 自己負担分 医療費100万円 × 自己負担割合3割 = 30万円
- 自己負担限度額 80,100円 + (100万円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

平成19年3月まで	平成19年4月から
病院窓口負担 30万円	病院窓口負担 87,430円
高額療養費申請(役場へ申請手続き必要) 窓口負担30万円 - 自己負担限度額87,430円 = 212,570円(あとから支給される額)	役場へ申請が必要ありません。

入院された際は高額な医療費がかかり、経済的負担も多くなります。

この「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には申請が必要です。平成19年4月1日以降、八峰町役場、塙川出張所、はつらつ苑に申請してください。

- 申請に必要なもの ・ 八峰町国民健康保険証 ・ 印鑑

ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。

八峰町福祉課(八森庁舎)国民健康保険担当

電話番号 0185-77-2111

いかなくつちや! 元気な秋田の未来のために

秋田県議会議員一般選挙

投票日4月8日(日曜日)午前7時~午後7時

秋田県議会議員一般選挙は、3月30日告示、4月8日(日)投票日です。これからの秋田県発展のため、「棄権せず、よく見、よく聞き、よく考え」て「大切なあなたの一票を投じましょう」。

●今回の選挙で投票できる人は

昭和62年4月9日以前に生まれた方(20歳以上)で、平成18年12月31日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある人です。

※秋田県の選挙ですので、他県に転出した方は投票できません。また、八峰町から県内に転出して、その転出先の市町村からさらに他の市町村に転出していない場合、引き続き住所を有する証明書を持参した方は、八峰町で投票ができます。

■投票時間

八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

■投票所は次のとおりです。

投票区	投票所
大沢投票区	塙川健康センター
石川投票区	石川多目的集会施設
畑谷投票区	畑谷生活改善センター
塙投票区	塙多目的集会施設
田中投票区	田中公民館
水沢投票区	はつらつ苑
目名湯投票区	目名湯集落担い手センター
岩子投票区	岩子小学校
八森投票区	八森生活改善センター
観海投票区	ファガス
岩館投票区	岩館生活改善センター

■こんな時は期日前投票を

投票日当日、仕事や旅行の計画があったとき等の場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書き、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

【日時】

3月31日(土)から投票日の前日4月7日(土)まで行えます。(土・日曜日を含む)時間は午前8時30分から午後8時までです。

【期日前投票所】

峰浜地区の住民は「峰栄館」、八森地区の住民は「ファガス」です。

■自分で書けないときは代理投票を

手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、不在者投票でも代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

■病院などの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

※投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方には、投票所に行かずに自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。

電話 77-2111

